平成２４年（フ）第１０６６６号
東京都八王子市川口町1763―１―104
債務者　杉本　　薫
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０７２１号
東京都調布市入間町２丁目２　都営入間町２丁目アパート６―505
債務者　宇野由加利
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０７４１号
東京都文京区関口１丁目30―８
債務者　須貝　恵子
1　決定年月日時　平成24年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０７４２号
神奈川県横浜市戸塚区上矢部町47―３―210
債務者　鹿野　佳恵（旧姓望月）
1　決定年月日時　平成24年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０７４３号
東京都板橋区前野町２丁目１―１
債務者　木下　信義
1　決定年月日時　平成24年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０７６３号
東京都板橋区大原町１―１―303
債務者　土屋　敏行
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０７６４号
東京都板橋区大原町１―１―303
債務者　土屋千枝子
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０７７１号
東京都足立区神明南２丁目15―７
債務者　三富　貴子
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０７７２号
東京都青梅市今井３丁目20―16
債務者　尾澤　寛行
1　決定年月日時　平成24年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０７７３号
東京都青梅市今井３丁目20―16
債務者　尾澤　敬子（旧姓地久間）
1　決定年月日時　平成24年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０７７８号
東京都品川区二葉１丁目23―10―301
債務者　小林　聖三
1　決定年月日時　平成24年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０７８０号
東京都江戸川区東葛西８丁目１―７―202
債務者　池内　佳子（旧姓山村）
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０７８１号
東京都北区神谷３丁目56―７―502
債務者　大宮　國男
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０７８２号
埼玉県川口市大字東内野226―310
債務者　七海亜紀子
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０７８３号
東京都杉並区井草１丁目17―６―103
債務者　小金澤正治
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０７８５号
東京都大田区下丸子３丁目７―19―105
債務者　北郷　　正
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部